

産業財産権を巡る国際的な動向と対応

平成18年2月

特 許 庁

1. 世界特許システム構築に向けた動き

(1)特許審査ハイウェイの推進

一国で特許となった出願についての審査結果を提出することにより、他国において簡易な手続きで早期審査を受けられるようにする「特許審査ハイウェイ構想」について、昨年11月に行われた日米欧三極特許庁長官会合において米国との間で早期に試行を開始することを合意した。EPO(欧州特許庁)については、今年の三極会合での合意を目指す。

また、韓国についても、昨年11月、特許審査ハイウェイについて合意した。更に、中国については、将来的な実施を視野に入れつつ、今後の相互利用に向けたロードマップを作成することを合意した。

我が国企業の海外における早期権利取得の円滑化を図るため、現在合意済みの日米間及び日韓間での早期実施を図るとともに、今後、種々の場を通じて、カナダ・豪州等の他の主要審査主義国への拡大の可能性を検討していく。

(2)審査結果の相互利用のための法的枠組みの構築

自国への出願をもって第二国にも国内出願したとみなすとともに、最初に第一国(自国)において早期に先行技術調査結果・審査結果を発信し、次いで、第二国がこれらの審査結果に基づき、審査を行うスキーム(「新ルート提案」)につき、昨年11月の日米欧三極会合において我が国より提案した。今後、主要国との間で検討を進め、早期実現を目指す。

(3)WIPOにおける実体特許法条約の議論の推進

特許制度の実体的調和を図るべくWIPO(世界知的所有権機関)において検討されている実体特許法条約(Substantive Patent Law Treaty)について議論をリードする。特許出願における遺伝資源の開示等を巡る南北対立の激化により、WIPOにおける議論が停滞している中、本年、我が国で開催する先進国会合等を通じて、議論の進展に努力する。

(4)米国における特許法改正に向けた働きかけ

米国における先発明主義の改正を含む特許法改正の動きに関して幅広く情報を収集・発信するとともに、日米規制改革イニシアチブ等の場を通じ、引き続き先願主義への移行等を要求し、法案を制度調和の方向に誘導する。

2. 対途上国政策

(1)変わりつつある途上国への対応

これまで途上国は、知財保護に消極的と見られていたが、最近、自国の経済発展のために知財制度を積極的に活用していこうという機運が見られる。例えば、中国については、知財国家戦略の策定開始や特許法改正の検討など、知財保護重視に舵を切りつつある。この機を捉

え、我が国の産業界の要望が中国の知財国家戦略や制度・運用の改善に反映されるよう、中国側に協力しつつ、制度・運用の整備や模倣品対策強化などを要請していく。

また、東南アジアやインドについても、知財関連法の整備や特許庁審査官の大幅増員を行うなど知財環境の改善を行っている。このような中、去る1月26日～27日には、世界40ヶ国の知的財産権庁首脳の出席のもと、特許庁・WIPO主催のWIPO東京フォーラムを開催し、経済発展のツールとしての知財政策の重要性について議論を行った。

(2)経済連携協定(EPA)交渉の場における対途上国政策の推進

我が国は、これまで、経済連携協定交渉を通じ、アジア諸国に対し、知的財産権の十分な保護の確保、情報公開等を通じた行政手続きの透明性向上、模倣品・海賊版対策の強化などについて要求しているところであるが、今後のEPA交渉において、対象国の知財保護状況、我が国産業界のニーズ等を踏まえつつ、適切な知財関係の規定を盛り込んだ協定締結を目指す。

(3)途上国協力の着実な実施

途上国協力については、1996年から、2000人を超える知財関連政府職員・民間人の招聘研修を実施してきたほか、途上国知財庁の情報化協力・審査協力を実施してきた。今後も、経済の発展状況、制度・運用の整備状況、協力ニーズなど途上国の状況や我が国産業界の関心度やニーズに応じ、よりきめ細やかに効率的かつ効果的な協力を実施する。特に我が国産業界の関心の高い中国、インド、ASEAN諸国に対して重点的に協力を実施する。

(4)我が国特許庁の審査結果の提供

途上国における審査に資するとともに我が国企業の権利取得を支援するべく、我が国における先行技術調査結果や審査結果を英語に機械翻訳して海外特許庁に提供する「高度産業財産ネットワーク(AIPN)」を2004年10月に構築し、現在23ヶ国・機関において利用可能となっている。今後、利用可能国数の一層の拡大を目指す。

3. 模倣品対策の推進

(1)模倣品多発国政府への要請

米国・EUとの連携やAPEC・OECD等における模倣品関連施策を積極的に推進する。昨年11月に開催されたAPEC貿易大臣会合では、日米韓が提唱したAPEC模倣品・海賊版対策イニシアチブに基づくモデルガイドラインについて合意を得た。また、二国間協議やWTO、APEC、WIPOといった多国間協議などの政府間の接触の場を通じて、模倣品多発国の政府に対して、模倣品撲滅のための対処を要請する。

(2)産業界と連携した中国政府への要請及び支援

業種横断的な産業界の模倣品対策団体である「国際知的財産保護フォーラム」と連携し、昨年6月に第3回官民合同ミッションを中国に派遣した。本ミッションにおいては、中国政府に対し、知的財産保護強化の要請を行ったほか、能力構築支援事業を提案し、その後、現地取締機関職員を対象とした真贋判定セミナー等を実施してきている。これまでのミッションでは、

中国において知的財産権侵害の訴追基準が緩和されるなど一定の成果が得られたところ。本年も来る6月に第4回官民合同ミッションを派遣する予定。

(3)模倣品被害に関する現地日系企業支援や消費者への啓発活動

模倣被害多発国での対策方法に関するマニュアルや事例・判例集を作成するとともに、国内外で日系企業を対象にセミナーを開催し、模倣品対策に必要な情報を提供。また、模倣品に関する個別の相談に対し、模倣品対策に必要なノウハウの提供を行っている。

また、我が国企業の海外での知的財産権侵害状況を調査・分析し、その情報を広く提供するとともに、知的財産権の重要性や、模倣品購入が犯罪に加担するおそれがあることを消費者に周知すべく、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施している。本年度は、昨年12月にキャンペーンを実施した。

4. その他の知財関連問題に関する動向

(1)医薬品アクセス

WTOにおける議論において、エイズ等による公衆衛生の危機的な状況が、TRIPS協定上、強制実施権を設定しうる「国家緊急事態」に含まれる旨、解釈が明確化されたが、そもそも医薬品に製造能力が不十分又は欠如している国は、強制実施権を発動したとしても自国で医薬品を製造できないという問題を解決する必要があった。2003年8月のWTO一般理事会では、このような国に対して、他国が強制実施権を使用して生産した医薬品を輸出することを、一定の条件の下で可能にすることが合意され、これを受け、2005年12月のWTO一般理事会においてTRIPS協定の改正が決定された。

(2)遺伝資源・伝統的知識・フォークロア

現在、遺伝資源や伝統的知識、フォークロア¹の保護を巡る議論が、様々な国際的な場において取り上げられている。これらの議論は、特に先進国の企業による途上国の遺伝資源の略奪行為(バイオパイラシー²)の問題とも相まって、南北対立の深刻化を惹起し、更には、WIP Oにおける実体特許法条約策定の議論の停滞をも引き起こしている。この問題は様々な観点から議論されているが、とりわけ、産業財産権制度との関連では、生物多様性条約(CBD)の定める遺伝資源の利用から得られる利益配分の実効性を確保するため、特許出願において遺伝資源の出所等の開示を義務づけるべきという途上国の主張を巡って、CBDの締約国会議やWIP Oの遺伝資源委員会、WTOのTRIPS理事会において議論が行われている。

¹ 遺伝資源、伝統的知識、フォークロア

遺伝資源：動物、植物などの生物的資源であって、科学、経済等の観点から価値を有するもの。

伝統的知識：薬草に関する知識や野業的知識など、特定の民族又は地域によって伝統的に受け継がれてきた知識。

フォークロア：民話や民謡、伝統的舞踊など、特定の民族又は地域によって伝統的に受け継がれてきた文化的表現。

(但し、これらの用語の定義自体が議論の対象となっている面があり、この説明は便宜的なもの。)

² バイオパイラシー

植物品種や土壌中の微生物などの生物資源を、本来の保有者から無断で収集する行為。